

Σ FP 講師・相談員・執筆者をお探しの法人様 ≷

# 日本FP協会 『FPビジネス情報コーナー』

是非ご活用ください！

信頼できるファイナンシャル・プランナー、**CFP®・AFP 認定者** へ、募集情報を告知いただけます。

貴社（貴団体）の制度やイベント等の案内告知も可能です。



掲載場所

日本FP協会の会員ホームページ『My ページ』



## 掲載例

### 募集情報

生命保険会社：社内リタイア世代向けFPセミナー講師・相談員募集

不動産コンサルティング会社：お客様向け小冊子「FP関連記事」執筆者募集

### 案内告知

公益財団法人：生命保険と税金に関する小冊子のご案内

学校法人：お金とキャリアに関する調査結果のご案内

※情報告知ページへのリンクの掲載になります。

※FP関連資格や専ら特定の商品等の販売等を目的とした情報、雇用を目的とした情報は掲載できません。

※掲載には協会が定める基準等に合致する必要があり、掲載をお断りすることもございます。

掲載基準の詳細は、裏面をご確認ください。

## 掲載基準等

### 掲載可能な団体

以下のいずれかに該当する団体・法人であること。

- (1) 公益的な活動を目的とした団体
- (2) 法人賛助会員
- (3) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (4) その他、一定の審査基準を満たした法人

### 掲載内容

以下の情報告知ページへのリンクを掲載することができます。

- (1) FPとしての講師・相談員・執筆等の募集情報
- (2) FPの実務に資する制度・セミナー等イベントに関する情報

※本コーナーにおけるFPの募集については、協会からFPをご紹介するものではありません。募集のための準備や選考等につきましては貴社・貴団体にお願いいたします。

### 掲載基準

- (1) 掲載可能な団体が主催し、当該団体からの正式な依頼であること
- (2) 協会の目的、ミッション、事業戦略・計画等に合致すること
- (3) 協会資格と競合しないこと
- (4) 不特定多数の会員の利益の増進に資すること
- (5) その他、協会の規程等に抵触しないこと

#### 【その他注意事項】

- (1) 掲載期間内においても、イベントの終了等により情報が実態にそぐわなくなった場合は、事前の予告なく掲載を終了することがあります。
- (2) 掲載開始後であっても、掲載基準への抵触が判明した際や、当該団体において法令違反又は社会的非難を受けるに足る不祥事等が発生したと認められるときは、期間満了を待たずに直ちに掲載を終了することがあります。

## 掲載の申込

申込書(別紙)にご記入の上、下記「お問合せ先」に記載のアドレスまでメールにてお送りください。

〈 締切及び掲載スケジュール 〉 毎月 1 日と 15 日の更新となります。

- 1 毎月 20 日まで到着分 → 翌月 1 日掲載
- 2 毎月 5 日まで到着分 → 同月 15 日掲載

※先の日程でのお申込みも可能です。

※掲載日が休日の場合は、翌営業日の更新となります。

お問合せ先

NPO 法人日本FP協会

総合企画課 FPビジネス情報コーナー担当  
E-mail [teikyo@jafp.or.jp](mailto:teikyo@jafp.or.jp)

